

## 平成18年第5回那須烏山市議会定例会（第1日）

平成18年6月6日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 1時44分

## ◎出席議員（20名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
11番	五味渕親勇君	12番	大野曄君
13番	平山進君	14番	水上正治君
15番	小森幸雄君	16番	平塚英教君
17番	中山五男君	18番	樋山隆四郎君
19番	滝田志孝君	20番	高田悦男君

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
助役	山口孝夫君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	零正俊君
経済環境部長	佐藤和夫君
建設部長	池尻昭一君
教育次長	堀江一慰君

## ◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

書 記

菊 地 唯 一

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第1号 平成17年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第8号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第3号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第4号 那須烏山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第5号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第6号 那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第7号 那須烏山市保健福祉センター設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第9号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について（市長提出）
- 日程 第11 議案第1号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第12 議案第2号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第13 付託第1号 請願書等の付託について（議長提出）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（小森幸雄君） ただいま出席している議員は20名であります。定数に達しておりますので、平成18年第5回那須烏山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る5月29日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成しましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

---

◎市長あいさつ

○議長（小森幸雄君） ここで、市長のあいさつ並びに行政報告を求めます。

市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄君） おはようございます。ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成18年第5回那須烏山市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位にありましては、大変ご多用のところ、ご参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて、新市になりまして、初の市議会議員選挙が過日4月16日に執行されまして、20人の新選良が誕生いたしました。本日、ご出席の議員各位、改めまして祝意を表する次第でございます。まことにおめでとうございます。

今期定例会は、新たな議会構成になりまして初の定例会と相なります。まさに歴史に残る意義のある議会でございます。執行部一同誠心誠意務めさせていただきますので、何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで三位一体の改革につき所感を申し上げます。平成16年から平成18年3カ年の実績でございますが、総体的に見まして国庫補助金、負担金の改革で4.7兆円、税源移譲3兆円でありまして、課税客体の小さな本市にありましては不利に働き、実質削減の状況であります。問題の地方交付税5.1兆円の大幅な抑制がありまして、本市におきましても特別交付税で見られるような合併のメリットであるあめの部分が大幅に削減をされてしまいました。この実情を見るに、自治体に極めてゆゆしき状況と言わざるを得ないのであります。つまり、この3カ年の三位一体の改革は失敗であったと言わざるを得ません。

私は、地方分権を進める上で三位一体の改革は推進すべきとの立場をとってまいりました。その理念でありますけれども、国も地方も行政体のスリム化を目指し、ともに自立ができて社会保障の行き届いた行政体を構築することにあつたはずだからであります。したがって、現状におきましては、まさに地方いじめの何ものでもないと言わざるを得ないからであります。

その失敗の一要因を検証するならば、余りにも地方の実情、実態を知らない一部の学者、そして経済人のメンバー等によります委員会により諮問がなされたことにあります。大きな反省といたしまして、地方の自由度の拡大に資する改革として常に地方の意見が反映されるよう、国と地方の協議の場を設定すべきものと考えます。

さて、今後についてでございますけれども、地方が住民に対して責任を持って自立をした行財政運営ができる地方分権型社会の構築のためには、平成19年度以降も改革の必要性は感じております。まずは税源移譲をさらに協力で推進をし、地方税の充実を図ること。地方が担うべきことと責任に見合った税源配分を行うことであります。

次に重要なことは地方交付税の問題であります。国は当面今後5カ年間の地方歳出を大胆に削減をとるといような方策を示しておりますが、その筆頭格が交付税の削減なのであります。このことは、削減ありきとする国の有利な財政計画に終始する地方無視の考え方でありまして、断固反対をするものであります。

地方交付税は地方共有の固有財源でもありますし、いわば間接的な地方税の性格を有しております。つまり国と地方の中間支出でありますので、2011年度において2006年度の水準以下に抑制するとした削減目標はまことに不適切であります。地方の財源不足は、本来、地方交付税第6条の3第2項に基づいて、これは地方行財政制度の改革または交付税率の引き上げ等によって対処すべきものであります。交付税改革は国の規制関与を縮小して、住民に対して自己規制が働く仕組みに転換すべきであります。

そのようなことから、この国、地方とも、いわゆる行財政改革の断行がにわかに脚光を浴びてきているのであります。さらに三位一体改革のほかに歳出歳入一体改革、地方財政、またそして今申し上げました交付税改革、新分権一括法など、まさに国、地方ともに行財政改革の断行がにわかに脚光を浴びてきた昨今でありますから、従来型の、最後は国が何とかしてくれる、このようなスタンスは今後極めて難しい局面であると思っております。今、本市那須烏山市がなさなければならないことは、まさに自助努力による自立でございます。ぜひご理解を賜りまして、攻めと守りの行財政改革を計画的に断行してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

一つつけ加えさせていただきます。過日5月31日、いわゆる地方6団体の主催によります地方自治危機突破総決起大会に市長会を代表して参加してまいりました。その後、栃木県選出

の13人の国会議員の先生方にこの決議の実現方について要望活動も行ってまいりました。特に、当総務部会長さんを初め3人の国会議員に、本市の危機的実情、その実態を訴えてまいりました。那須烏山市はまさに危機的財政状況にあります。中でも交付税の削減は致命的であります。何としても回避をしなければならないわけでございます。議員各位に深くご理解をいただき、独自の回避要望策もあらゆる手段を行って行くべきと考えておりますので、ぜひご支援、ご協力をいただきまして、地方が生き生きと活性化するためあるべく三位一体改革の構築のために、最大限のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、所感とさせていただきたいと思っております。

さて、今期定例会、報告事項1件、人事案件1件、条例の制定について1件、条例の一部改正について4件、広域行政事務組合の規約の変更について1件、補正予算2件、計10議案を上程させていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

**○議長（小森幸雄君）** 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

#### 議事日程

平成18年第5回那須烏山市議会定例会（第1日）

- |    |    |   |       |
|----|----|---|-------|
| 開  | 議  | 平成18年6月6日（火）                                      | 午前10時 |
| 日程 | 第1 | 会議録署名議員の指名について（議長提出）                              |       |
| 日程 | 第2 | 会期の決定について（議長提出）                                   |       |
| 日程 | 第3 | 報告第1号 平成17年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）         |       |
| 日程 | 第4 | 議案第8号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）                      |       |
| 日程 | 第5 | 議案第3号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について（市長提出） |       |
| 日程 | 第6 | 議案第4号 那須烏山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（市長提出）     |       |
| 日程 | 第7 | 議案第5号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出）    |       |
| 日程 | 第8 | 議案第6号 那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について（市長提出）    |       |

日程 第 9 議案第7号 那須烏山市保健福祉センター設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）

日程 第10 議案第9号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について（市長提出）

日程 第11 議案第1号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長提出）

日程 第12 議案第2号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算について（市長提出）

日程 第13 付託第1号 請願書等の付託について（議長提出）

以上、朗読を終わります。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小森幸雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

3番 久保居光一郎君

4番 高德 正治君を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（小森幸雄君） 日程第2 会期の決定ついてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり本日から6月12日までの7日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から7日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の予定については、送付の日程表のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

---

#### ◎日程第3 報告第1号 平成17年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（小森幸雄君） 日程第3 報告第1号 平成17年度那須烏山市一般会計繰越明許

費繰越計算書についてを議題といたします。

なお、議案書の朗読については会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第213条の規定に基づき、平成18年第2回那須烏山市議会定例会において翌年度へ繰り越す予算措置をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

繰越事業の概要でございます。事業名は畜産基盤再編総合整備事業、繰越額7,483万3,000円であります。理由でございますが、畜産基盤再編総合整備事業につきましては、平成17年10月の合併に伴いまして新市の農業振興地域の整備計画策定期間に入ったため、農業振興地域整備計画の変更及び農地転用申請が不可能となりました。このため、新市の農業振興地域の整備計画策定後、許認可申請手続を実施することになりましたが、これらに6カ月の計画策定期間を要しますことから、工期の年度内完了が困難となったため繰越をしたものであります。

2つ目が、県単独土地改良事業であります。繰越額は357万7,000円でございます。理由であります。県単独土地改良事業は、集中豪雨による塩那台地水路工事及び土留盛土復旧工事であります。これにつきましては、平成17年度中の事業完了を予定をいたしておりましたが、現在福原揚水機上の整備点検を実施中でありまして、本管の通水試験、4月中から下旬、その後に盛土復旧工事を施行することとしたために、工期が5月下旬まで必要となり、事業費を繰り越したものであります。

以上、ご報告を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本件は、報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、報告第1号 平成17年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、説明報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号については、報告のとおり承認することにいたします。

---

◎日程第4 議案第8号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（小森幸雄君） 日程第4 議案第8号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を聞き、候補者を法務大臣に推薦することとなっております。現在、人権擁護委員であります小川ユキ子氏と福澤英子氏が平成18年9月30日をもちまして任期満了となりますが、引き続き小川ユキ子氏並びに福澤英子氏を推薦いたしたく提案をするものであります。

小川ユキ子氏並びに福澤英子氏は平成15年10月から1期3年間にわたり、人権思想の普及と啓発に努められ、その高揚に立派な業績を上げられております。また、ご兩人ともに人格、識見が高く、温厚、誠実なお人柄でございまして、地域住民の信望も厚く、広く社会の実情に精通をいたしております。今後も人権擁護委員としてさらに活発な活動が期待できる方々でございまして、何とぞ慎重ご審議をいただきまして、ご同意をくださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第5 議案第3号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第5 議案第3号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。指定管理者制度は、平成15年9月施行の改正地方自治法により創設をされたものであり、公の施設の管理につきまして公から民への開放を促進させる制度であります。

従来の管理委託制度では、公の施設の管理については政令等で定める公共的団体などに委託先は限定をされておりましたが、指定管理者制度への移行により、株式会社など民間事業者も条例で定める手続と議会の議決を経て、指定管理者に指定することができるものであります。

公共分野における民間サービス提供能力の向上、拡大を踏まえ、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応していくためには、民間業者のすぐれた経営ノウハウを活用することが極めて有効でありますことから、この制度の活用により、適正な管理を確保しつつ、市民サービスの一層の向上を進めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長より説明を申し上げますので、ご審議のうえ、可決、ご決定くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に担当部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 命によりまして、議案第3号について補足説明をさせていただきます。

最初に2枚目をお開きいただきたいと思います。条文に沿って内容等については説明をいた

します。第1条関係につきましては趣旨を定めたものでありまして、地方自治法第244条の2の規定に基づき、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲等について条例で定めることといたしたものでございます。

第2条につきましては、法人その他の団体の指定管理者の指定については、透明性、公平性の確保を図るため原則公募によることとし、指定管理者の範囲については土地改良区等の公共団体、農協、自治会等の公共的団体を初め、広く民間の営利法人を含めた法人、その他の団体にいたしたものでございます。なお、この解釈につきましては、単なる個人関係につきましては指定を受けることができません。なお、議員が代表となっている会社等につきましては、請負の契約ということでございませぬので、これについては指定管理者になることができるということになります。

次に第3条につきましては、指定管理者の指定を受けようとする団体については、指定管理者指定申請書のほかに、規則で定める書類を添えて申請することといたしたものでございます。なお、規則で定める書類につきましては、施設に関する業務の事業計画書、収支予算書、団体の定款、または寄附行為の写、登記事項証明書、収支計算書、貸借対照表、財産目録、役員名簿、国税及び地方税の納税証明書等を提出をしていただくこととなります。

第4条関係につきましては、指定管理者の候補者の選定を行う場合は平等な利用が確保されること、管理に係る経費の縮減が図られること、管理を適正確実にを行うに足りる人員、資産能力を有していることを基準といたしたものでございます。また、選定にあたっては、公開性、透明性が求められることから、選定委員会等を設け、選定を行う必要があるというふうに考えております。

第5条は、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経るまでの間に、辞退、指定することが不可能、不相当と認める事情が生じ、選定を取り消した場合は、再度公募手続をしないで、公募申請された団体のうちから選定できることといたしたものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。第6条関係につきましては、候補者の選定の特例を定めたものでありまして、市長等は、公募することが適さないと認めるとき、公募しても申請団体がないとき、公募申請があっても、適当な団体がないとき。公募を行わないことについて合理的理由があるときは、第2条の公募の規定にかかわらず選定することができることとし、第3項では指定管理者の指定期間の満了後、引き続き同じ指定管理者に管理を行わせることが適当と認めるときは公募せず、その団体を指定管理者の候補者として選定することができることといたしたものでございます。

第7条関係につきましては、指定管理者を指定する場合は地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て指定し、議決を得た後、那須烏山市公告式条例に基づき掲示を

することといたしたものでございます。

第8条関係につきましては、指定管理者を指定した場合は、施設の管理に関する協定を締結することを義務化したもので、その協定の内容につきましては指定期間に関する事項、管理の業務に関する事項、利用料金に関する事項、市が支払う管理費用に関する事項、指定の取り消し、管理業務の停止に関する事項、個人情報の保護に関する事項、情報の公開に関する事項等を内容とすることとなります。

次に第9条関係ですけれども、指定管理者の管理の基準、責務として、施設に関する条例、協定に基づき施設を管理するとともに、個人情報の取り扱いに関する条例上の義務を課したものでございます。

第10条関係につきましては、公の施設で行う運営に関する業務、使用の許可に関する業務、施設及び付帯設備の維持管理に関する業務、市長が必要と認める業務のうち、公の施設の設置の目的、形態に応じ市長が定める範囲とし、具体的には個々の施設の使用書によることとなります。

第11条は、代表者の氏名、事務所所在の変更があった場合は、届出、業務の停止、廃止の場合は事前承認を受けることを定めたものでございます。

第12条は、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、指定管理者は毎年度終了後、または廃止、指定の取り消しがあった場合は、2カ月以内に事業報告書の提出を義務化し、その報告書の内容は管理業務の実施状況、利用状況、料金収入の実績、管理経費の収支状況等を記載し、報告することとなります。

第13条関係につきましては、地方自治法第244条の2第10項公の施設の管理の適正を期するために、指定管理者に対し当該管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実施に関し必要な指示をできることとされていることから定めたものでございます。

次のページになりますが、第14条関係につきましては、指定管理者が指示に従わないケースや指定管理者の責めに帰すべき事由に当該施設の管理運営が継続できないと認めるケースでは、その指定を取り消すか、管理業務の停止命令を出すことができることとし、指定の取り消し、業務停止による損害賠償の責任は負わないことと定めたものでございます。

第15条につきましては、指定の期間が満了したとき、廃止の承認を受けたとき、指定の取り消し、停止命令を受けた場合は、原状回復を義務化したものでございます。

第16条関係につきましては、故意または過失により施設または設備を損傷した場合は、指定管理者に損害賠償義務を課したものでございます。

第17条関係につきましては、その他市長が別に定めるということにいたしました。

以上で補足説明といたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16 平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 指定管理者制度の導入ということでございますが、先ほど議会全員協議会におきまして、ある程度条例の概要について説明をいただいたところであります。那須烏山市の145施設のうち、10施設程度を指定管理者制度にしたいというようなお話なんですけれども、具体的に施設はどういうものを考えているのか。まずお示しをいただきたいと思えます。

次に、この指定管理者制度の導入に伴って、1つは経費の削減、2つ目にはサービスの維持向上ということでございます。これは非常に矛盾する内容になるかなというふうに思いますが、そこは民間活力を受けて企業努力を図って経費を削減しながら、サービスの維持向上ということを進めるのかなというふうに思うんですけれども、その辺の指定管理者制度のメリットを最大限に生かすような行政側の担保というか、その辺の考え方をお聞きしたいと思えます。

さらには、一番大事なのは公共性をどう保つか。民間業者を含めて、そういう方々に管理者になってもらうわけですから、そういう中である程度管理をそこに委託してしまうわけなんですけれども、指定管理者になった方が自分の考え方や思いで、この者は知っている者で仲がいいからどんどん貸すよ。これは私に対して非常に問題があるから貸さないよというような、そういう公共性がなくなるようなことになっては困りますので、その辺、指定管理者になってもしっかりと公共性を保つというような担保はどのように考えているのか、ひとつお示しをいただきたいと思えます。さらに、そういう意味では住民の利用平等、利用者の人権の保護ということも含めて、この指定管理者制度になって問題が生じないような配慮をしていただきたいというふうに思えます。

先ほど総務部長のほうから、指定管理者になって議員とかそういう政治的な立場にある方でも、そういう方が経営している会社でも請け負うことはできるということなんですけれども、そういう中で行政庁の議員とか政治力のあるそういう関係者の団体だから、それが指定されたというふうになっても困りますので、先ほどお聞きしましたところ、選考委員会を庁内に設置して、十分住民の理解が得られるような選定方法を考えていきたいということなんです。その辺、選定においても公共性を保つ、その点についての考え方をお示しいただきたいと思えます。

さらには、条文の中で申しますと、第9条の2、指定管理者は那須烏山市個人情報保護条例及び那須烏山市情報公開条例の趣旨にのっとりというふうになっているんですけれども、適正に管理しなければならないということなんです。情報公開の対象にはなる。しかし個人情報

は保護するという考え方でよろしいのかどうか。この辺の考え方をお示しいただきたいと思えます。

また、アウトソーシングということでございますが、指定管理者になっていただいた経営がうまくいけばいいんですが、うまくいかなければ、あるいはうまくいっていても指定管理者になった会社の本体そのものが倒産するということだってあり得るわけですね。そういう意味で、こういう問題が生じた場合の解決方法はどのように考えているのか。ここで言えば、契約の場合、担保を確保するということが必要かなど。しかし、担保がないような場合もあるのかなというふうに思うんですが、その辺の考え方と、この保証金等についてはどのように考えているか、その辺の総括的な考え方についてのご回答をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 私のほうからは、経費削減とサービス保持向上といったところの、指定管理者の意義について、あるいはその必要性についてお答えを申し上げたいと思えますが、議員ご指摘のとおり、この趣旨は、この指定管理者、公から民へというような形をとらせていただく大きなメリットは、まさに経費の削減とサービスの向上だろうと考えております。

具体的な事例を申し上げますと、やはりこの指定管理者制度によりまして住民のサービスが落ちるのではないか。このようなご懸念も今、ご指摘にあったと思えますけれども、自然休養村を核とする民間委託ということで、こぶしが丘温泉を自然休養村協会が今、運営をいたしております。これは営業と食事部門、いわゆるサービスにかかわる部門につきましては民間委託というような形をとらせていただいております。

理事長には助役がなっておりますけれども、その報告によりまして入場者も10万人を突破したということございまして、従来のところから戻りつつある傾向だというような朗報を聞いております。すなわち民間は、まさにこの経営を主眼といたしておりますことから、そのような住民サービスのために何をすべきかというのは行政よりもたけております。特にサービス分野あるいは食に関する分野、これは公よりも民間が上手でございます。そういった得意分野をぜひ公共施設にいただいて、この経費の縮減を旨としてサービス向上に努めるというようなことが指定管理者でございますので、そのような施設を考えておりますから、このご懸念はないものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

さらに公共性を保っている選考委員会等にも言及されましたけれども、これは住民の説明のためにあるべく選考をしっかりとやってまいりますので、そういったことも議会にも報告をしながら進めていきたいというスタンスを考えております。庁内には助役をキャップとする選考委員会を立ち上げたいと思っておりますので、そういった偏見性を持った選考、あるいはもろもろのことに對しての偏見性を持ったことは考えておりませんので、常に住民に、議会にしつ

かりと説明ができるような公平公正な指定管理者制度のあり方を進めていきたいと思っておりますので、このこともご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、総務部長より答弁をさせます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 最初に具体的な施設関係、今思い出す施設についてちょっと申し上げたいと思います。両町にありますあすなろ作業所、すずらん作業所関係、そのほかに龍門ふるさと民芸館、山あげ会館、自然休養村関係、やまびこの湯、市民ふれあい農園関係、農産物加工処理施設、八ヶ代コミュニティーセンター、農業会館等が挙げられるかと思えます。まだまだこれから精査して対応していくということになりますので、段階的に指定管理者制度等に踏み込んでいきたいというふうに考えております。

情報公開関係でございますが、個人情報とか情報公開関係は義務化したものでございまして、そのうち情報公開はどこまでというご質問だろうというふうに思います。これにつきましては公文書として保有しているものということになりますと、経営状況の報告とかそういうものについては市が保有しているということになりますので、それについては公開ができるというふうに考えております。経営者が持っているものまで公開できるかということになりますと若干の問題があるのかなというふうにも思っております。

経営の状況関係等につきましては、基本的には第13条関係で事業の報告とか調査関係、実地調査等もできるというふうな条文になってございまして、これらを見ながら会社の経営状況等を市として把握をしてまいりたいと考えております。

保証金とかそういうものにつきましては、個々の条件によっても変わってくると思っておりますので、協定並びにこれから個々の施設に対する仕様書等というものをつくっていくこととなりますので、個々に検討を加えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 指定管理者の一番大事な公共サービスあるいは公共性をどう保つかという点で、業者選定については市長の言われるとおりになんですが、実際に利用される方に不公平が生じないような公共性をきちっと保っていただきたいということを確認したんですが、何かお答えがなかったように思うんですが、その辺、もう一度説明いただきたいと思えます。

さらには、先ほどの13条の関係なんですけれども、管理の業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実施について調査し、または必要な指示をすることができるということなんですけれども、これは議会は、選定する場合に議決を経た後には、経営の収支とか経営状況とか、そういうものについては報告がされなくなってしまうのか。ここに書いてある

のは行政の事務当局と指定管理者の関係の報告なのかなというふうに思うんですけども、今、国会で問題になっている年金問題、社会保険庁が20兆円の特別会計を持って、分子をふやす努力をすればいいんですけども、結局上からの業務命令で分母を減らして収納率を上げるというようなことが、日本じゅうで大きな問題になっているんですけども、しかしそれについてはそういう特別委員会ではしか論議ができない、特別会計ですから。そういうふうに議会の外になってしまっただけでは困りますので、その辺、議会のほうにも責任が回ってくると思いますので、この指定管理者の管理している施設、その経営状況についても収支の問題につきましても、ある程度報告のシステムをつくっていただきたいというふうに思うんですけども、その辺はどのようにお考えなのか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 公共サービスの低下・向上の件につきまして再度お尋ねがあったわけでございますけれども、議員ご指摘のとおり、指定管理者制度は経費節減を旨としながらも、公共サービス向上のために導入をするものでございます。ぜひこれをご理解いただきたい。したがって、住民に対して不公平にならないような公平公正な対応をまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 経営関係の議会に対する報告というご質問でございます。これにつきましては、予算の中で当然管理委託しますと委託料等が出てまいります。その中でのご質問等がある場合についてはお答えをしていきたい。市長のほうに当然経営状況の報告というのがございますので、これらについては議会と相談をしながらどういう形で皆さんにお示しすることが適正なのか、この問題については今後の課題として協議をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 今の13条関係なんですけれども、これは本会議で採決するわけではありませんで、総務常任委員会のほうに付託になるかと思うんですが、ぜひその委員会の中で、議会で議決をされた指定管理者の経営の状態について、予算、決算等で当然やれると思うんですが、ここでも十分報告をいただいて中味の吟味をする、チェック機能が議会のほうでなくならないようにしていただきたいと思うんですけども、ぜひその取り計らいをお願いしたいと思います。

さらには、1回目の質問で言ったんですが、倒産をするような企業には指定管理者にはなってはいただかないというふうには思うんですが、経済行為は生き物でございますからどうなるかわかりません。そういう点で倒産しても大丈夫なんていう言い方はおかしいですけども、

しては困るんですが、不測の事態が起きて行政のほうに不利にならないような対応をきちっととっていただきたいということを申し添えまして、質問といたします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 会社の経営状況等についての把握については非常に難しい問題等があるかと思えます。これらについては十分地域の利便性とかそういうものを最優先に考え、会社の経営状況等につきましては十分意を用いながら、報告の中でも十分精査をしまいたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 詳細な執行部からの説明もありましたが、1点ちょっと理解しがたいところがありまして質問をいたします。

公共施設の管理等を民間で委託する場合、今回の指定管理者制度を採用するもの、また管理委託制度でもって管理をするものがあるのではないかと思います。この間も新聞に報道されましたやまびこの湯につきましては、これは全部委託ですから、今回提案されています条例の指定管理者制度によるものかなと思えますが、既に管理委託している業務、例えば庁舎等の夜間警備とか清掃、一般ごみの収集とTKCとの電算処理の委託等がございますが、これらは今後の取り扱いというのはどうなるのか。そして、今回の指定管理者制度とどう関わりを持つのか、このことについてご質問いたします。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 電算関係、事務関係の委託につきましては、業務の委託ということで指定管理者そのものにはなじまないものというふうに思っております。あくまでも施設関係の委託ということになりますので、それを今回、市が直接管理するものと、管理を委託するものというふうに今回区分けをいたします。なお、市が直接管理をするものの中でも清掃等、あと一部いろいろな委託関係があるかと思えますけれども、それらについては、市がすべて管理をする中の一部を業者に委託するということになりますので、指定管理者制度ということではございません。指定管理者については施設をある程度、今回の場合は、特に使用料等も管理者に委託をできるということになってまいりますので、その辺についても各々の施設においては検討を加えていくことが必要だろうというふうには思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） そうしますと、現在委託をしているような業務については今回の

指定管理者制度とは関係なく、これからも続けることができると解釈してよろしいわけですね。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 具体的に施設名で申し上げますと、現在20ぐらい全面的に委託管理をしている施設がございます。その中には、旧南那須町で申し上げますと、すずらん作業所といかんべ記念館、自然休養村、市民ふれあい農園、農産物加工処理施設関係、八ヶ代コミュニティセンターなどもそうです。これらについてはすべて今回は全部委託ということで、指定管理者制度にマッチする施設だろうというふうには考えております。そのほかに、図書館とかいう施設等もあるわけですが、最近の例を見ますと、民間委託という傾向に傾いてきております。保育所も含めての話ですが、そういうものにつきましては、やはり住民から理解をいただかないと即指定管理者にもっていくというのも問題等がありますので、そういうものについては段階的に進めていきたいというふうに思っております。

先ほどの施設等の一部委託等につきましては、今までと全く同じ運用の委託料ということで措置をさせていただきたいというふうに思っております。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） 今の関連で、農業会館は一部委託という理解でいいのかどうか。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 農業会館につきましては、今後の進め方としては指定管理者制度で進めたいというふうに思っております。それは事務所によっても考え方があるかと思しますので、そこら辺についてはこれから協議を進めながら、指定管理者制度で管理をしていきたいと基本的には思っております。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 指定の取り消し等の内容なんですが、指定を取り消された場合、住民に対するサービスがその間また低下するということが考えられると思うんですが、その辺のところをどのように対処していくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 指定の取り消し関係につきましては、本来はあってはならないことだろうというふうに思います。当然、事前審査の中で経営状況等を把握をしながら、十分資産等も対応できるということで指定管理者の選定をするわけでございます。万が一、指定の取り消しをせざるを得ないということになれば、結果的には施設によっては職員が即対応できるものもありますけれども、対応ができないものについては再度募集ということになってまいると思っております。そうしますと、当然その即対応できるものばかりではありませんので、

その間については住民の方に十分PRを図りながら、なるべく早い期間に目的に沿った施設運営ができるように努力する必要性があるだろうと思っております。期間については施設等によって違いますので、ご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 5点ほど質問をいたします。

まず、受託の主体、これは法人とかその他の団体ということですが、例えばその他の団体というものはどういうものなのか。個人はどうなのかがまず第1点。

第2点は、利用者に損害を与えた場合はだれが責任をとるのか。

3点目、利用料金というものは受託者が設定できるということですが、これに制限はないのか。勝手に幾らでもいいと利用者の判断でできるのか。

4番目、議会の決議が必要である。これは過半数だけでいいのか。

5番目、受託した施設が老朽化あるいは利用状況によっては増築をしたり、改築をしなければならない。そういうときはだれが行うのか。

以上5点であります。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） その他の団体というご質問でございます。先ほど申し上げましたように、個人等については指定管理者になることはできません。定款等を持っていない団体というのは当然出てくるわけでございまして、これらについては、団体として活動をしているというものが何らかの形で証明ができる場合、指定をできるということになります。それは実態に応じて把握する必要性があるだろうというふうに思います。

次に、利用者に損害を与えた場合については、基本的には市がもつことになるだろうというふうに思います。しかし、指定管理者の故意とか指定管理者に責めがある場合については、指定管理者のほうに請求をすることも1つの方法論だろうと思います。

利用料金の関係でございますけれども、やはり民間に委託をするということは経営の努力ということが当然あるわけでございまして、むやみに安く制限をするというばかりが、今回の指定管理者の料金設定ではないというふうに思っております。無制限に上げるということをしなすと、当然利用者に対しての負担が多くなるということでございますので、これらについては条例の中で設定をしてみたい。制限を設けてみたいというふうに思っております。

議会の議決の関係でございます。これについては通常2分の1、施設については特に重要である施設については、条例で定めた場合については3分の2以上の議会の議決を要するというふうになっております。これについては指定管理者については2分の1以上の議決を要すれば

成立をするということになります。

次に老朽化した施設の増改築等でございます。これについては市が行うということが基本だろうと思っております。しかし、簡易な増築とか施設の利用者の利便を図るための簡易な増改築については協定の中で定めますけれども、指定管理者になった方が行っても可能だろうというふうに思っております。大改修等については基本的には市が行うものというふうに理解しております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 大体了解をしたのでありますが、5番目の改修等に関して、金額とかこういうものの上限の設定をする意思はあるのか。軽微なものと言っても、何百万とか何十万円以内。ただ協定の中でというのではなくて、もう既にこの改修、増築に関しては100万円なら100万円以内はいいですよと。それ以上は市がもちますよと、そういう考えはあるのかどうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） このことについては私よりお答えを申し上げます。

指定管理者制度に付する施設あるいはそういった事業というものは画一的にはとらえられないと私は認識をいたしております。したがって、そのときの営業状況やら、あるいはサービス度合いによりまして、各施設とも大きな差異が出るものと思います。したがって、こういった不測の事態ということになれば、私はなかなかきめ細かな金額で提示するのはふさわしくないとは言いませんけれども、適正なやり方ではないかなというふうには思っております。したがって、ケース・バイ・ケースの対応が、やはりその中でお互いが、市があるいは受託者が協議をしながら、そのことは進めていくほうが適切ではないかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今の市長の答弁であります。ケース・バイ・ケース、フレキシブルに考えるということでありまして、その状況によって判断するというところで一律に金額の設定はしないということであれば、それにこしたことはありません。経営状況はいろいろあるでしょうから。私はそれでしたらそれに逆に賛成であります。了解です。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の議案第3号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定については、所管の常任委員会に付託をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については総務企画常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時12分

○議長（小森幸雄君） 再開いたします。

---

◎日程第6 議案第4号 那須烏山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第6 議案第4号 那須烏山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年5月の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、その関係法律の整備がなされ、那須烏山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の所要の改正を行うものであります。

主な改正でございますけれども、有限会社法が廃止されたことに伴い、条例第10条中の「有限会社」の表現を削るとしたものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、何とぞご審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、担当部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 私のほうから補足説明をいたしたいと思います。

2枚目をお開きいただきたいと思います。条例第10条関係につきましては、地方公共団体が出資している株式会社または有限会社に従事するために、退職した職員の採用を定めた条文中でございます。平成17年に商法の改正が行われ、新たに会社法が制定されたことに伴い、有限会社法が平成18年5月1日から廃止されることとなったため、「又は株式会社」を削るものでございます。今後有限会社は設立できないことになってまいります。法施行前の有限会社は特例による有限会社として商号を存続することができるという例外規定がございまして、有限会社は残るということになります。

以上で補足説明といたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第4号でございますけれども、那須烏山市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてということで、会社法の改正に伴って有限会社が今後設立できなくなるということで、条文の中から「有限会社」を削るというようなことですが、那須烏山市公益法人等というのは具体的にはどのようなものを指すのか。さらに職員の派遣についてはどのように派遣されているのかどうか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） これにつきましては、具体的には休養村協会等が該当いたします。職員の派遣状況等につきましては、現在、派遣をしている職員はおりません。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 具体的には自然休養村関係が公益法人ということで、実際には職員の派遣はされていないということでございますけれども、こういうものについて職員を派遣した場合には、私の記憶では派遣法ではこちらの団体のほうで給与を払うというようなことになっていると思うんですが、それでいいのかどうか。市のほうで払って人間だけ派遣するというふうに考えているのかどうか。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 派遣関係については、基本的には職員が不利益をこうむる場合

等につきましては、共済組合等の関係がありますので、市が支払うということになってまいります。しかし、その金額等については派遣先に請求をして、こちらでいただくという処理になると思います。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第7 議案第5号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第7 議案第5号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第5号につきまして、提案理由の説

明を申し上げます。

人事院が3月に示しました人事院規則の改正を受け、国家公務員に準じて本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものでございます。主な内容でございますが、育児等を行う職員の早出遅出勤務の対象範囲が拡大をされ、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を行う施設、いわゆる学童保育等でございます。これに小学校に就学している子を出迎えるために赴く職員の早出遅出勤務が拡大をされるというものでございます。

詳細につきましては総務部長に補足説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、担当部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 議案第5号につきまして補足説明を申し上げます。

2枚目をお開きいただきたいと思います。第8条の2第1項につきましては、育児又は介護を行う職員の早出遅出出勤を定めた条文であります。「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に改めましたのは、市長提案理由にもありましたように、職員の早出遅出出勤が未就学児までであったものが、小学校に就学している児童まで拡大されたことにより、1号、2号を追加いたしましたものでございます。2号において「規則で定めるものについて」という条文がございますが、その内容につきましては放課後児童健全育成事業を行う施設、その子を出迎えるために赴く職員とするものでございます。

具体的に申し上げますと、市が現在行っております荒川小学校、江川小学校のげんきっこクラブ、烏山小学校で行っておりますドルフィンクラブなどの施設が該当いたすものでございます。「当該子」を「その子」などに改めましたものにつきましては、用語の整理を行ったものでございますので、説明は省略いたします。

以上で補足説明といたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第8 議案第6号 那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第8 議案第6号 那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行等に伴い、那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。主な内容でございます。通勤の範囲に単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動等を加えること。及び障害の等級に係る障害の程度の見直しを図ること。さらに本文中の「監獄」の表現を「刑事施設」に改めるものであります。

詳細につきましては、総務部長に補足説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に担当部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 命によりまして議案第6号について補足説明をいたします。

2枚目をお開きいただきたいと思います。第2条の2の通勤の範囲を規定している条文でありまして、現行条例では、第1号にあります住居と勤務場所との間の往復のみが通勤の範囲とされておりまして、平成18年の3月に国家公務員及び地方公務員災害補償法の一部改正がありまして、通勤の範囲が拡大されたことから、第2号、第3号を新たに加えたものでございます。

第2号につきましては、複数就業者の就業、勤めている場所から勤務場所への移動。第3号については、単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動を新たに追加いたしましたものでございます。市長の提案理由にありました障害の等級に係る障害の見直しにつきましては、今回、条例の改正上では出てきておりませんが、公務災害補償等を準用しておりますので、その内容について少し触れていきたいと思います。

今回の改正につきましては、人指し指を失った場合については10級から11級に引き下げということになります。小指を失った場合は13級から12級に引き上げ、正面視で複視を残すもの、目の関係ですけれども、12級から10級にそれぞれ改正されたこととなります。他改正につきましては、すべて用語の整理を行ったものでございますので、説明は省略いたします。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の規定は平成18年4月1日としたものでございます。

以上で補足説明といたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 非常勤職員は現在何名ほどいるのか。どのような内容の仕事をやっているのか。その職員がどういう課に偏っているのか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 今のは一般会計の予算書を見てからお答えしたいと思うんですけども、仕事の内容については、非常勤特別職として条例に位置づけされている職員によって、内容はすべて多種多様になってきております。消防団はこの非常勤職員には合致しませんけれども、相当の職種等がございまして、行政区長さんとか今回新たに委嘱いたしました提言委員関係等についてもすべて非常勤職員になります。

非常勤職員数については、この条例に適用されない消防団等も含めると、その他の非常勤特別職として市には1,548名おります。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 今上程中の条例の一部変更なんですけど、平成18年3月に変更になったということで、どうも拡大解釈というんですか、普通、民間ですと、通勤の部分は非常に厳しく規制しているわけですよ。通勤災害、これは事故があっても企業側が責任を持つという部分がありますから、例えば通勤途中にコンビニによってもだめだよと、そこら辺を厳しくやっている中で、現実には今住んでいるところから役所、これは当然通勤ですからいいんですが、自分のうちまでがそれまでも通勤の範囲として認めた場合、これは極端な話が経路、どこからどこを歩いてどこまで帰るんですよ。何キロでどうだというのはきちんと出しているのかどうか。というのは、きょうは混んでいるから右を通る、すいているから左を通るとなる、我々は通勤災害にならないわけですよ。ここら辺の解釈の仕方がどうなっているのかをお伺いするものであります。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 通勤の災害等につきましては、通常、職員の場合については職員の公務災害ということで別の規定になっております。今回、改正を提案しておりますのは非常勤の特別職ということでございまして、その方については何月何日に何々の会議を行いますので出席をお願いしたいということになりますと、当然勤務先からこちらに出てくるということもございまして、そういうものについて今回明示をしたものでございまして。特に、この公務災害関係等につきましては、地方公務員法上でも明示されておりますけれども、国家公務員関係の基準に準じてすべて行わなければならないということになっておりますので、均衡を失しないということを基本に合わせたものでございまして。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） そういう中で合わせたものだから仕方がないと言えればそれはそうなのかなという気もするんですが、本来はやはり規則は規則ですから、余り拡大解釈をしないほうがいいのではないかと考えております。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 当然運用については一定の基準がございまして、私どものほうで拡大解釈して運用するということは謹んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑

を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第9 議案第7号 那須烏山市保健福祉センター設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第9 議案第7号 那須烏山市保健福祉センター設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法の改正等に伴い、那須烏山市保健福祉センターの業務について全面的に見直しをいたしました。主なものは、地域包括支援センターを保健福祉センター内に設置をし、地域支援事業、介護予防支援及び介護予防通所介護事業に関することを保健福祉センターの業務に加えしました。

詳細につきましては、市民福祉部長に補足説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

きます。

○議長（小森幸雄君） 次に担当部長の補足説明を求めます。

市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） 補足説明を申し上げます。

現在保健福祉センターには福祉課と健康課が配置され、那須烏山市の保健福祉行政の中核施設として各種事業を展開しているところであります。今回、一部改正をお願いするのは、ただいま市長の提案理由の説明にありましたように、介護保健法の改正に伴い、地域包括支援センターを設置し、地域支援事業や予防給付事業など介護予防事業を実施することになりましたところから、第4条の保健福祉センターの業務に第6号地域支援事業に関すること、第7号に介護予防支援に関すること、第9号に介護予防通所介護事業に関することを加えました。なお、あわせまして今回類似している項目なども整理統合いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第7号でございますが、那須烏山市保健福祉センター設置管理及び使用料条例の一部改正についてでございますが、今、提案されましたように、介護保健法の改正に伴って、那須烏山市保健福祉センターを地域包括支援センターとしての設置を定めるというような考え方だというふうに思います。

介護保険全体については私もいろいろと言いたいことがあります。きょうはこの地域包括支援センターに絞って話したいと思います。介護予防事業の展開は非常に重要なテーマでございます。介護されなくても自立できるような体力、気力を養うような事業をぜひ展開されるよう求めるものであります。

しかし、これは前から言っていますように、那須烏山市保健福祉センターは旧南那須町の福祉センターでございます。当然、ここで包括支援センターとして市全体の介護予防事業のいろいろ展開をされると思うんですけども、旧烏山町は、町民体育館の北側にあります健康管理センターにおいて、このような業務を展開してきたのかなというふうに思うんです。

そういう意味で、包括的な計画の策定とか総合的なセンターとしての役割は南那須の福祉センターでやっていただきたいなというふうに思うんですが、実際、高齢者の方が介護予防事業ということで、こういう施設に集まっているいろいろな介護予防事業を展開される場合には、旧烏山においては健康管理センター等を十分活用の上、例えばリハビリ事業とかそういうものについて展開いただきますようお願いしたいと思うんですが、その辺の考え方について、もう一

度確認しておきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） お答えいたします。現在、冒頭に申し上げましたように、福祉課と健康課が保健福祉センターのほうに配置されているということで、そこを中心としまして保健福祉行政を行っているところですが、そこで地域包括支援センターを設置しまして特定高齢者、また介護予防、地域支援事業を各種展開しているところですが、今、議員ご指摘のように、旧烏山町にも健康管理センターがありますものですから、そちらのほうの施設も利用しながら現在はリハビリ等も行っておりますし、また烏山の高齢者も対象に予防給付事業とか高齢者の地域支援事業につきましては、それぞれの自治会等の公民館等に出向きまして実際に実施しているところがございます、基本的には保健福祉センターを核として地域包括支援センターを設置しますが、そのサービス等につきましては、それぞれの地域に赴いて引き続き継続して実施していく予定になっております。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 前の条例と新しい条例を見比べてみますと、第4条の業務の内容ですが、もともと12条あった中で4条を削除し、業務の内容を4つを加えるとなっているわけです。削除したものが新たに加わったもので内容がいいのかどうか。例えば削除したもの、部長さん、今までの条例の4条の2項の機能回復に関すること、（3）の健康診査に関すること、予防接種に関すること、生きがい型通所事業に関することと具体的に事業名のあったものが、今度は削除されてしまったんですが、これらは新しくこの4つ、またはそれ以外の事業の中でカバーできるのでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） 補足説明で申し上げましたが、今回は地域包括支援センターの項目を6号と7号と9号に加えまして、そのほかにつきましては整理統合したということでご説明申し上げましたが、具体的に中山議員のご指摘で新旧対照表で比較しますと、2番の今回の改正後の保健予防に関することは、従来の機能回復、健康診査、保健予防につきまして今回（2）号の保健予防に関することに集約した。

それから、6番の予防接種についても保健予防ということで整理統合した。そのほか3項の保健福祉相談に関することは従来は5項で保健相談に関すること、高齢者の生きがい対策は従来の7号と10号にある。6号と7号と9号を加えまして、8号につきましても従来通りあります。10号につきましても従来の9号にありまして、11号につきましても従来の11号ということで、一部整理統合したということがございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今の17番議員に関連するんですが、機能回復の項目、事業というものを統合した。しかし、このリハビリセンターは既に閉鎖されているわけです。これは統合したと言えるんですか。烏山のリハビリセンターは閉鎖されています。その辺のお答えをいただきたい。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） 機能回復訓練につきましては2番の保健予防に関することに統合させていただきましたが、今、ご質問の機能回復リハビリにつきましては、旧烏山町の健康管理センターまた旧南那須の現在の保健福祉センターで、週1回ずつリハビリは実施しております。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） この機能回復ということに関して、回数を減らすということはどういうことなのか。本来ならば、これは予防のほうに入るわけですから、むしろ充実しなければならない。それを逆に回数を減らすということは、今の予防医学の中ではリハビリをむしろ積極的にやりなさい、そして機能を回復しなさいという方針ではなかったのか。それに逆行するのではないのかということがありますが、その辺のところの答弁をお願いします。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） リハビリにつきましては減らしておりません。現在、旧南那須と旧烏山で週1回ずつ実施しておりまして、現在対象者がどちらもおおむね約20名程度です。ですから、旧烏山の方が南那須のほうに来て、また旧烏山町で実施すれば毎週毎週リハビリの訓練を受けられるということですし、またこの対象者数がふえた場合につきましては、回数についても一度見直していきたいというふうに考えております。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 対象者がふえれば、その回数をふやす。こういう考えで理解してよろしいんですね。了解。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第10 議案第9号 南那須地区広域行政事務組合同規約の変更について

○議長（小森幸雄君） 日程第10 議案第9号 南那須地区広域行政事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年4月1日の障害者自立支援法施行に伴いまして、南那須地区広域行政事務組合の規約を変更するものであります。この障害者自立支援法の規定に基づきまして、市町村審査会の設置及び運営管理並びに介護給付に係る障害程度区分に関する審査及び判定に関する事務を、新たに共同処理する事務に加えることによりまして、審査会委員の人材確保や判定の公正化及び迅速な処理を図るために、南那須地区広域行政事務組合同規約の一部を変更するものであります。

この規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第9号 南那須地区広域行政事務組合の規約の変更についてありますが、障害者自立支援法に基づいて、この市町村審査会の設置、管理運営というように進めるということですが、障害者自立支援法に基づく市町村審査会の構成は大枠で何人か。それと、どのような方々に選定をする依頼をされるのか、そしてどういところで決まるのか。介護保険の審査等につきましても同様な審査会があったかに思うんですけども、それとイコールでいくのか、全く違う審査会をつくるのか、その辺の体制の構成内容についてご説明をいただきたいと思います。

さらには、この障害者自立支援法に基づく審査であります、実態に合う審査が公正に行われると思うんですけども、それについてはどのように公平さを進めるのか、説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 広域行政事務組合の規約の変更でございますので、趣旨につきましては私よりお答えを申し上げます。

今、介護保険が3期目に入りましたけれども、1期目から介護保険につきましては、広域行政事務組合で介護保険の審査事務を行っております。そのようなことから、今4クールで行っております。その人員、そういった内容等につきましては市民福祉部長からお答えいたしますが、その4クールのうち、自立支援法に基づきまして1クールを審査をお願いをしたいという規約の変更でございます。したがって、医師を初めとする保健師、ケアマネジャー等で構成されますことから、公平公正な審査ができますので、そのようなことから、介護保険法の中から一部活用させていただいているのが趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思います。

詳細につきましては市民福祉部長からご説明いたします。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 栗正俊君。

○市民福祉部長（栗正俊君） 補足説明させていただきます。

今、市長のほうから答弁がありましたように、4合議体があります。1合議体が1チームですが6名です。その中には医師が2名、保健師、看護師、ケアマネジャー等が入りまして、施設の老健とか特養関係の施設長が入りまして、4つのチームで月に大体5回から6回行っております。その中に障害者自立支援法に基づく市町村審査会を1チームに加えていただくということを考えております。

また、この判定についての公平さですが、当然、この中には医師とか看護師、保健師、ケアマネジャー、また施設の施設長等が入っておりますから、公平さは十分保たれると思うんです

が、まず最初に第一次審査とありまして、従来ですと介護保険ですと80項目なんですけど、障害者自立支援法に基づきますと、106項目につきまして職員が調査をしまして一次判定をします。これは機械的に出てきます。

この一次判定に申請者のかかりつけの医師の意見書を添えて、二次審査ということで広域のほうの審査会にかけまして、先ほど申し上げましたような4つの合議体の1つの合議体でこの審査をしていただきまして、判定をしていただくという形になります。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 4合議体が1合議体が6名ということで24名ですかね、総体的には。この24名の方々については任命をされる、あるいは退任をされるというような1期3年の流れがあったかと思うんですが、その辺の選任、退任あるいは補足で選任する場合という流れの中で、どのようにこの辺は選任されているのかを説明いただければと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 詳細を承知していないので大変申しわけないんですが、今、市民福祉部長に聞きますと、第1期目からこの6人のクールは全く変わっていないそうなんです。ですから今まで退任されたこともないということで、ということは円滑に運営がなされているのかなというふうに理解をしております。そういうことでお答えをしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第11 議案第1号及び日程第12 議案第2号の2議案を一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

---

◎日程第11 議案第1号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算について

◎日程第12 議案第2号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算について

○議長（小森幸雄君） したがって、議案第1号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算、議案第2号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算の2議案を一括して議題いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第1号、議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号は平成18年度那須烏山市一般会計補正予算第1号についてであります。概要でございますが、補正予算額は2,302万2,000円の増といたしまして、補正後の予算総額を105億2,302万2,000円とするものでございまして、補正前予算比0.2%の増とするものでございます。

内容でございます。今回の一般会計第1号補正予算は、平成18年度が始まり約2カ月が経過をしたところでございますが、新たな事業費等を追加計上し、速やかに対処しなければならないものが生じたために予算措置をいたすものでございます。

主たる内容でございますが、歳出における総務費においてはO A室空調設備の増設費、民生費は障害者自立支援事業費及び難病患者等日常生活用具給付扶助費を新たに計上いたしました。農林水産業費は全国ナシ研究大会栃木県大会の現地視察受け入れにかかわる補助金を計上し、商工費は合併記念の山あげ祭大屋台パレード実施交付金を計上いたしました。

また、土木費は道路再編整備計画策定のための基本調査として、交通量調査業務委託料及び法定外公共物譲与申請修正業務委託料を計上するものであります。

教育費につきましては、上川井地内における新道平遺跡発掘調査事業を平成18年度、平成19年度の2カ年にわたり実施することに伴う所要額を計上するとともに、荒川小学校スクールバス運転代替委託料などを計上するものでございます。

なお、ムロコーポレーション様、荒川中学校30周年記念実行委員会様、菊池トモエ様、昭和50年烏山小学校卒業30周年実行委員会様及び匿名希望様から賜った寄附につきましては、その趣旨に沿い予算措置をいたしております。ここにご芳志に対しまして深く敬意を表し、ご報告を申し上げます。

以上、一般会計の主な歳出につきご説明をいたしました

歳入といたしましては、国、県支出金受託事業収入及び繰越金で措置をいたしました。

議案第2号は、平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算についてであります。今回の補正予算の主な内容は、営業費用総係費の委託料、保険料の不足額を増額するものであります。収益的支出について総係費14万円を増額し、6億5,930万3,000円とするものでございます。

以上、一括上程となりました議案第1号、議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 補正予算各種でございますが、まず、一般会計のほうで何点か質問したいと思います。

まず、民生費のほうで、障害者自立支援事業費というのが28万9,000円、その下に難病患者等給付事業15万8,000円とあるんですけれども、恐らく自立支援法ができたためにこういう補正がついたのかなというふうに思われるんですけれども、この事業の中味についてご説明をお願いしたいと思います。

次に、商工費のほうで、まちおこし推進事業費80万円ですが、先ほど山あげ祭に伴

う山あげの屋台のパレードの費用というふうに思われますが、今回、シーリングで、当初予算では前回よりも山あげの補助金が減額になっているかなと思うんですけれども、実態はどんなふうになっているのかご説明をいただきたいと思います。

10款の教育費、文化財保護費であります。2年計画で発掘事業を行っているということですが、この調査の実態についてご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） お答えいたします。

補正予算の民生費、障害者自立支援事業費28万9,000円の内訳ですが、これは医師の意見書を添付して二次審査のほうに供するわけですが、その医師の意見書の手数料でございます。在宅が1件5,000円、施設入所者が1件4,000円という形で、医師に払う意見書代です。これにつきましては、お手元の7ページの歳入のほうを見ていただきたいんですが、歳入の中で民生費、国庫補助金とありますが、この内訳としまして2分の1の国庫補助金が入ってきます。

続きまして難病患者等給付事業ですが、これはご承知のように治療方法がまだ定められていない難病患者への日常生活用具給付事業でございます。規定に基づきましてこちらのほうから支出をするということでございます。内容としましては、購入の品名ですが、動脈血中酸素飽和度測定器というものを購入する経費でございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長 佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） まちおこし推進事業の80万円につきましてお答えを申し上げます。これは7月22日土曜日でございますが、山あげ祭の日に、町内の6町の屋台を全部出しましてパレードをする事業でございます。これはなぜするかと申しますと、合併記念ともう一つ臨時列車が山あげ祭に土曜、日曜と来るということございまして、その土曜日のほうにパレードを行う。

6町の屋台の金額の割り振りでございますが、現在、山あげ会館に展示している屋台が3台あります。もう一つ泉町の当番町の屋台、それらについて10万円、合計40万円。今回そのほかに仲町と鍛冶町の屋台を組み立てなくてはなりませんので20万円ずつで40万円、合わせて80万円を支出しまして、駅前から泉町までパレードを行うという費用でございます。山あげ祭の費用については生涯学習課ですので、後ほどお答えになると思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 教育次長 堀江一恵君。

○教育次長（堀江一慰君） 私のほうから山あげ保存会の補助金の関係なんです、昨年度より30万円減額して670万円ということでございます。

次に、新道平の遺跡調査事業関係につきましてご質問がございました。この場所等につきましては、烏山矢板線、国道293号線にぶつかりまして向かって、前に喜連川町のゴルフ場があったと思うんですが、その国道を挟んで反対側の山なんです。そちらのほうで平成2年の5月に林テレンプという会社が工場立地の関係での事前協議が出されました。

そういう中で当初の事業計画としては15.2ヘクタールということございまして、予定地内に縄文時代中期の新道平の遺跡というものが確認できたために、開発に先立ちまして発掘調査を1期目として平成5年ごろ行っております。この1期分の概要といいますか、当初この会社につきましては1期工事と2期工事ということで予定をされていたようでございますが、1期工事については平成5年ごろという予定ではございましたが、この調査が終わった時点で造成工事はできていなかったというふうにお伝えをしておきたいと思っております。なお、1期工事分におきます発掘面積につきましては7,000平米ほどやっております。経費につきましては801万9,000円ほどの費用が、これは原因者負担ということで林テレンプさんのほうの負担で1期調査は終わっているということでございます。

出土品等につきましては、竪穴式住居跡とか、東山道の道路跡等がこの1次調査の調査区域で発見をされております。今回もそういうことございまして、1期調査が平成6年に済んだわけでございますが、先ほど申し上げましたように経費が増加傾向ということで、造成計画は中止になってございます。

今般、会社側より経費が上向きという状況もございまして、栃木工場の建設の再開ということでの会社側の要望等もございました。その中で前の遺跡調査の残り分になるわけでございますが、その点につきまして、やはり原因者負担という費用がかかるものですから、会社側との経費面での調整協議等も進めてまいりまして、今回、協議が調ったために補正予算という形で予算措置をいたすものでございます。なお、調査期間等につきましては、8月から来年の5月ということで10カ月間を想定してございますので、あわせて債務負担行為の補正もさせていただきます。

総事業費が2,448万3,000円、平成18年度が1,690万3,000円、平成19年度758万円という予定でございます。今回の調査区域につきましては約1万平米を予定してございます。調査の内容でございますが、1期分同様、縄文時代の住居跡と東山道跡等の遺跡の確認というのが主な内容になってまいりまして、ご案内の土地につきましては山林でございますので、木の伐採等も含めてその後調査という形になりまして、10カ月間の期間を要するというような内容での予算措置をさせていただいたところでございますので、よろしくお願

をいたしたいと思います。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 民生費の難病患者等給付事業の関係ですが、測定器の購入ということなんですけれども、何の測定器なんでしょうか。もう1回確認したいと思います。

次に、まちおこし推進事業費ですが、屋台パレード、これは人が集まりまして非常ににぎやかになって観光客にも喜ばれるというふうに思いますので賛成なんですけど、町おこしということでそういう内容じゃないとういふうに私、勘違いしましたんですが、前の新聞に村おこしあるいはまちおこしかもしれませんが、アイデア募集でそういうグループ団体等でアイデアあるいは何かそういう事業を市のほうに申請すれば、上限20万円で推進補助金のようなものが出るというふうに新聞に出たような気がするんですが、その内容そのものは市民の中には予算がないのにばらまきじゃないのかという批判もありますが、私としては市民のアイデアやいろいろな協力支援を求めるのにそういう方法もあるかなというふうに思うんですが、残念ながら議会のほうには一切説明がない中で、どーんと新聞に載っちゃうんですよ。

そうすると、私も議員は、市民の方から直接新聞に出たものについての説明を求められるんですよ。知りませんでは済まないんで、非常にそういうときに苦慮いたします。横枕の温泉の施設につきましても、民間に委託をするということは全協等で承っておりますが、年額幾らというのが地域のミニコミでどーんと出されて、それも質問を受けましたけど、それは議会としては聞いておりませんという答えしかできないんですよ。

前にも私、こういう苦言を呈したかもしれませんが、せめてマスコミ等にそういう新しい事業を説明する前には、全員協議会を毎回毎回開くのは大変でしょうから、文書でも何でもいいですから、こういう内容のものを記者会見しますよというようなB4判でも何でもいいですから、説明書きを議員のほうにもある程度示してもらってから記者会見をしてもよろしいのではないのかな。とにかく説明できないです、さっき言ったように。そういうことでやられては困りますので、その辺、議会と歩調を合わせて町おこしをしたほうがいいのではないかなというふうに思いますので、その辺について市長はどういうお考えなのかご説明をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） お答えをいたします。今、ご質問のまちづくり団体に対する交付金、公募の件と横枕等について具体的な事例をいただきましたけれども、私も実は今般の一般質問等でもそのことについても質問をいただいております、確かにそのようなことについても十分納得できる場所がございますので、今までの至らなかった部分については私はおわびを申

上げたいと思います。今後につきましては、できる限りそのような情報は事前に、公表する前に提供させていただくことをお約束申し上げます。

さらに、ご理解をいただきたいのは、いろいろと私ども全協等あるいはこういった本会議の中でも、できる限りそういったところで透明性を持たせるために説明をしたいというふうな考え方で進んでまいりましたけれども、実はそういうところで配慮不足があるというようなご指摘になりますと、大変申しわけない。

したがって、私どもも配慮ができるところは十分にご連絡をしながら説明もしながら、議会と連携を組みながらこういった事業を展開していきたいと思いますが、さらに議員各位からもこれはどうなっているのだろうか。説明をしてもらいたい。あるいはそういうことがあるかもしれません。ですから、皆さん方からのそういうご指摘をいただきたいということもございます。したがって、私どもも100%なかなか気がつきませんことで進めてしまう場合もございますので、その辺はそのようなこともお願いをしたいと思いますので、ひとつご理解をいただいでご協力いただきたいと申し上げたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） 難病患者の日常生活用具給付ですが、この患者さんは強皮症ということで、膠原病の一つなんです。皮膚の硬化とか皮膚の潰瘍、皮膚の血管拡張ということで、正式名称は動脈血中酸素飽和度測定器ということで、これは人工呼吸器の装置が必要な患者さんということです。この費用に関しましては4分の3が県の補助金というふうになっております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） ここは見解の分かれるところかもしれませんが、例えば初音地内の土地の問題につきましても、ああいうふうに入札前にどーんと、最初に3億円のものを1億円という形で2億円むだみたいな感じで出されちゃうと、それが実際実れば、私どもは確かにいろいろご批判も受けて介護保険の制度導入前のことですから、老人福祉センターを建てるといことになりますと、そういう必要性もあるかなということで、議会のほうでも3カ月ぐらいかけて何回も現地調査をしてやったという経緯もありますから、非常に批判を受ける意味ではわかりますけれども、しかし、実際それを隠すわけにもいかないのかもしれませんが、ある程度オフレコにして、実ってからでもいいんじゃないのかなと。読売新聞に初めどーんと出ましたよね、3億円が1億円と。あれで切腹ものだぞなんて怒られたんですが、そういうご見解もあると思います。

しかし、やはり土地の値段も不況が長引く中で3分の1に減っているわけですから、そうい

うことも十分考慮してもらわないと、本当に、ただ怒られるのみで困ってしまうんですが、一生懸命あやまっておきましたけど、しかし、実際にはなかなかああいうことになると、買うほうは当然1億円ということについて足元を見るわけですから、当然7,000万円にしる5,000万円にしるという形になってしまうのかなというふうに思うんですよ。

そういう意味では、計画中のものをすべて発表するのも結構ですけども、ある程度オフレコにしてもらえないだろうかということで、一応結果が出た後で記事にしてもらえないだろうかというようなことができなかつたのかどうなのか。

その辺ちょっと私もわかりませんが、そういうことを踏まえて、十分議会全体というのものなかなか難しいかもしれませんが、少なくとも議長、副議長等ともよく相談の上、そういう記者発表につきましてもご検討いただければなというふうに思いますが、3回目の質問ですからこれでおしまいです。以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 確かに重要かつ難しい問題については、そのように議会とも相談するスタンスをとってきてまいりましたけれども、一部ご指摘のとおり配慮不足の点もあったことは先ほど申し上げたようにおわび申し上げます。そのようなことがなきよう、双方情報交換をしながら進めていくことが適切だと思っておりますので、今後ともまちおこしの活性化については連携を組んでやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、初音の土地につきましては、どうしても競売をとるということから、どうしてもこれは事前に公表して皆さん方に参画意識を促すことがございまして、お知らせ版でも公表せざるを得ませんでしたので、これはやはり大きく公表して、透明性を持ってやらざるを得ませんでしたので、このことについてはご理解いただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） ただいま市長から予算書の中味について説明と、聞かれないことがあれば説明したいという話があったんですが、宇都宮市の場合なんですが、1,493億円という予算書があるんですが、これはお願いなんですけれども、各担当部長が今年度予算について全部説明しているということを私は聞いているんですが、今回、私どもは新人なものですから、予算がどのようにつくられたかよくわからないんですが、数字的には105億円、きょうの中でプラス二千二百何万何がしということなんですが、ぜひ中味を私どもは知りたいところがあるんですよ。決算書についても、旧南那須地区、旧烏山地区ということでまた厚いものをどかんと置かれても、なかなかわからない点がある。私としては市長のほうに、できましたら説明をお願いしたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 確かに今、確認をいたしましたら予算書等はお渡しをしているようですが、初めてのことでとわかりにくいところもございますから、これも大変配慮不足があったかもしれませんので、時間をいただければ説明をさせていただくか、あるいは常任委員会の中で説明をさせていただくか、とらせていただければと思っております。

なお、先ほど要望があればということではございませんで、私どもはできる限り公開はしていきたいと思っています。相談もしていきたい。重要かつ議会に付するものは全協であれ、本会議であれ、臨時議会であれ、そういうスタンスをとりたいと思っております。さらにそれでも漏れることがあるかもしれませんので、そういう場合はご指摘をいただいて要望していただきたい。こういうことでございますから、ひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 1点参考のためにお伺いします。遺跡発掘には大変多額の費用を要することは承知しておりますが、今回の発掘箇所から、市とか県指定となるような重要文化財が出土する可能性についてお伺いします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 先ほど申し上げましたように、発見されたものにつきましては前回の調査資料はあるんですが、縄文時代の中期でございます。堅穴式住居跡が19件、それと貯蔵用の倉庫みたいなものが71基、それと古代の道路跡、先ほど申し上げました東山道というのが奈良の時代の道路ですか、平城京の時代の道路の跡が見つかっているということと、今回の調査は370メートルほどだそうでございますが、そういう形のものが調査の時点で発見されております。

縄文時代中期の土器、石器、そういうものがミカン箱の大きさに20個ということで発掘されているようでございまして、県の文化財になるかどうかその辺のことにつきましてはわかりませんので、申しわけございませんが、後で調査をして報告をさせていただきます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 私も1点だけ今の文化財の保護費なんですけど、先ほどの話ですと1期工事分で801万9,000円、平成6年に済んでいますよと。ちょっと名前をうっかりして聞きはぐってしまったんですが、民間企業の話かなと思うんですが、そういう中で文化財とかそういうのが出ますと、うちを建てるとか道路にかかった場合は一般的にその事業主が負担をして調査費を出す。またそういう発掘をするというのが一般的だと聞いているんですが。こういう部分でこれは最初に工事をやるときに、こういう二次、三次ともしわかれば、工事をとめるというのは変だけれども、そういうわけにはいかないのかどうか。それと、今後のこれ

は2期分ですよね、今後もこういうことが出てくるのかどうか。その点をお伺いたします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） ご指摘の点につきましては、開発区域にその遺跡があるというのが確認できておりますので、事業主のほうもそれなりの覚悟といたしますか、お金がこれだけかかりますがどうでしょうかということで協議をしまして、原因者負担ということになりますので、それについては雑入のほうで今回収入は入れておりますが、そちらのほうと協議が調いましたので、今回2期分の発掘調査を実施するということでの予算措置でございます。

なお、今回の工事でおおむね開発面積部分の発掘調査の部分、これは工場建設立地のほうの関係とはまた別です、ですからそちらのほうとの関係はありますが、発掘の部分についてはこれで終了かなというふうには思っております。

以上でございます。

○19番（滝田志孝君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 14番水上正治君。

○14番（水上正治君） 歳入のことでちょっとお聞きしたいんですが、今、原因者負担の遺跡発掘に伴う1,696万円は事業主から来るようですが、そのほかに繰越金として513万円、今回計上されていますけれども、これがあと見通しがあるかどうかということなんですが、1億5,000万円ほど歳入欠陥になるということで補正したばかりですから、恐らく無理かなとは思いますが、その辺のところは1点と。

それからもう一つは、今、新道平の遺跡発掘、林テレンプのところをやっているんですが、工場立地に関するその手続は別ということですが、それらが多少見通しがあるのかどうか。今までの進めた中でどんな感触を持っているかだけお聞きしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 水上議員からの後段の分について、私からお答えを申し上げます。

企業の今後の動向はというようなところでございましょうけれども、先ほど事務局から申し上げましたとおり、林テレンプ株式会社が遺跡発掘を第2計画でやります。2カ年にわたってやるということでございますが、その後のということだろうと思いますが、この前、林テレンプの常務さんがお見えになりまして、その報告をそのままお話しするならば、いつでも操業はできるスタンスをとっておきたいということでございます。そのための遺跡調査ということでございまして、いつから操業開始をするか、その前の建設をいつやるかというようなところは明確におっしゃられておりません。いずれにいたしましても、遺跡調査を終わらせておいて、いつでも建設にとりかかれるようにしておきたいというご説明でございましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 繰越金関係についてお答えを申し上げたいと思います。

平成17年度の一般会計の決算の繰越額につきましては、約2,627万9,371円の繰越ということで確定をいたしております。そのうち繰越明許に伴います一般財源がございまして、そのうち103万8,000円を繰越明許費としての控除をいたしますと、約2億5,900万円程度の繰越になりまして、このうち繰越金の処分ということが決算上出てまいるわけでございます。

これについては、財政調整基金積立金として1億3,000万円積み立てをすることにいたしております。そのほかに今回純繰越費が1億2,900万円というふうになるわけですが、当初予算で5,000万円、今回500万円を使用していることから、最終的にはこれからの補正財源といたしましては7,400万円の補正財源で現在保留をしているという状況でございます。

以上です。

○14番（水上正治君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今の関連になるんですが、それも前々から南那須のほうの話、林テレンプという会社はどういう事業内容であるか。工場の面積、どのぐらいのものを計画しているのか。また従業員がどのぐらいそこで雇用が生まれるのか。この点をお伺いをしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 林テレンプ株式会社でございますが、本社は名古屋市でございます。業務内容でございますが、自動車の内装部品メーカーでございます。聞いたところによりますと、日本の三大メーカーの一つだというふうに聞いております。事業規模等については全く明確にされておられませんし、この従業員等についても明確にされておられません。ただあそこは15.5町歩の面積がございまして、15.5町歩の面積からいたしますと、比較になりますけれども、うちの富士見台工業団地は27町歩で14社入っております。その約半分を1社で占めているというような規模でございまして、私は企業誘致の一環といたしまして大変期待をいたしている企業でございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今の程度の説明で林テレンプというのは私も少し知っていたことがあるんですが、ただ問題は15町歩、これ今、工場内で内装部品を含めてシュレッダー処理

をする。そういう工場になるのか。あくまでもこれは生産をして、そしてこういう大きな会社ですから、各自動車の製造工場にすべてを供給しているはずですから、ですから、ここが一部の工場の拠点になるというような方向性についているのか。それとも企業の内容でありますから、ある程度ベールに包まれているところはあるかもしれませんが、市当局としてはそこまではなかなか関知できない。いまだベールに包まれているんだというような段階なのかどうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 最初に平成2年、進出をしたいということから、バブル崩壊をいたしまして第1期計画で終わっているというようなことからいたしまして、大変企業等も慎重にその対応方は林テレンプ内でいろいろと今、議論を戦わせているところだろうと思います。ただ言えますのは、さきのシュレッダーというか、いわゆる廃棄処理ではなくて、製造工場というふうに聞いておりますので、地元の雇用もかなり大きなものになるというふうには私は思っております。その程度しか私は今のところ発言できませんので、ご勘弁いただきたいと思っております。

○18番（樋山隆四郎君） 了解。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号、議案第2号の2議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第13 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（小森幸雄君） 日程第13 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した陳情書は、付託第1号のとおりです。この陳情書については所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号 市道編入に関する陳情書、陳情第9号 国道294号線と市道の交差点の整備と通学路の改善充実に関する陳情書、陳情第10号 やまびこの湯からすやまに関する陳情書、陳情第11号 県道路側溝流末排水路の整備について、陳情第13号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情書、陳情第14号 市道2301号線の道路整備事業に関する陳情書、陳情第15号 市道5207号線の道路整備事業に関する陳情書、陳情第16号 陳情書市道5310号線、以上8陳情については経済建設常任委員会に付託をいたします。

陳情第12号 最低保障年金制度創設を求める陳情書については、文教福祉常任委員会に付託をいたします。

---

○議長（小森幸雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

[午後 1時44分散会]